

2018年10月1日

全ベルコ労働組合裁判闘争の判決に抗議する談話

日本労働組合総連合会北海道連合会
事務局長 杉山 元

冠婚葬祭大手ベルコの代理店にて労組を立ち上げようとした原告 2 名が実質解雇され、地位確認等を求めてベルコ本社を相手に提訴した事案の判決が 9 月 28 日、札幌地裁で言い渡された。判決は「被告ベルコと原告らとの間に労働契約は成立していない」として、労働者の救済を拒否し、解雇を有効とする、不当な判決と言わざるを得ず、断固抗議する。

3 年超に及ぶ本裁判の特徴として、被告ベルコは、従業員約 7,000 人を擁する大手企業にもかかわらず、正社員はわずか 35 名しかおらず、残りの従業員については、すべて直接労働契約を締結しない業務委託契約を濫用している点にある。

被告ベルコは、32 の支社長から支社の従業員、全国の代理店主・支部長までほぼすべて業務委託契約とし、現場で葬祭を執り行う労働者は、代理店主や支部と労働契約を締結させ、被告ベルコと雇用関係を生じないような仕組みを作り上げ、労働関係法規の適用を免れている。しかし、この契約形式と実態は著しく乖離しており、被告ベルコの本社が支社と支部・代理店に対し、営業ノルマなど直接指揮命令をして従業員を働かせ、人材の採用や人事異動もベルコの指導に基づいて行われているなど、被告ベルコと業務委託契約を締結した支部や代理店は、実質的には独立性がなく、被告ベルコに組み込まれた従属的な立場でしかない。このような業務委託形式の濫用による脱法行為から労働者をいかに救済すべきか、これこそが本裁判の最大の争点であった。原告弁護団が膨大な証拠に基づいて労働実態を明らかにしながら丁寧に説明・主張を重ねてきたにもかかわらず、判決は、形式的な契約形式にとらわれ、被告ベルコの使用性性を認めず、労働の実態を無視した不当な判決を下した。

一方、近年、働き方が多様化するなかで、こうした悪質な手法を日本の雇用社会に蔓延、拡大させないためにも、ベルコの問題については広く提起し、社会運動として世論を形成していくことが課題である。

来年 1 月以降、裁判と並行して審理が進んできた北海道労働委員会において、命令が出される見込みである。連合北海道は、地裁判決のまま、ベルコのビジネスモデルが正当化され、使用者としての責任を何ら負わない働かせ方が拡大して労働者が救済されないシステムに歯止めをかけるべく、控訴審にて逆転勝利を目指し、連合本部と連携を図り、構成組織・地域協議会とともに引き続き全力で奮闘することを誓うものである。